Ⅰ. 人権を取り巻く状況

（Ⅰ）国内外の動き

20 世紀における二度の世界大戦において多くの命が奪われ人権侵害が行われた反省から、昭和 23(1948)年の国連総会で、「世界人権宣言」が採択されました。その後、人権に関する様々な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきました。

平成 5 (1993)年に、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権が普遍的であり、正当な国際的関心であること等が確認され、これを受けて国連は、平成 7 (1995)年から平成 16(2004)年までを「人権教育のための国連 10 年」とし、行動計画を策定しました。さらに、その終了に伴い「人権教育のための世界計画」の実施が決定し、終了期限を設けず 5 年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとしています。各フェーズの主な内容については、次のとおりです。

【「人権教育のための世界計画」行動計画の経過】
- 第 1 フェーズ(2005～2009 年)初等中等教育に焦点化
- 第 2 フェーズ(2010～2014 年)高等教育、教職員・公務員・法執行者・軍隊への人権研修に焦点化
- 第 3 フェーズ(2015～2019 年)第 1・2 フェーズの強化、メディア関係者への人権研修に焦点化
- 第 4 フェーズ(2020～2024 年)人権教育を通した青少年の強化
- 第 5 フェーズ(2025～2029 年)こどもと若者に焦点化

我が国においては、平成 9 (1997)年 7 月に「『人権教育のための国連 10 年』国内行動計画」が策定されました。平成 12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育の目的が「人権尊重の精神を涵養する教育」と定義されるとともに、人権教育に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。平成 14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、人権尊重の理念が「人権共存の考え方」と示されました。同基本計画は、第一次基本計画策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、第二次が令和 7 (2025)年に閣議決定されました。主な改訂点は、次のとおりです。

【「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な改訂点】
- 「ビジネスと人権」に関する記載を追加
- 「複合差別」の問題
- 「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理
- 「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加

学校教育においては、平成 16(2004)年から平成 20(2008)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について」の[第一次とりまとめ]から［第三次とりまとめ]が公表され、人権尊重の理念が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」と示されるとともに、人権教育の指導内容(「人権教育を通じて育てたい資質・能力」)及び指導方法(「協力」「参加」「体験」)が示さ

れるなど人権教育を推進するための体制が整えられてきました。令和３(2021)年には、人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］策定後の社会情勢の変化を踏まえ［第三次とりまとめ］を補足する資料が作成されました。

（２）栃木県の現状

本県では、平成 13(2001)年 10 月栃木県同和対策審議会から出された意見具申を受けて、平成 15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進に当たって、県としての人権施策の基本方針を定めることとしており、平成 17(2005)年３月、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。

平成 18(2006)年３月には、この基本方針の規定に基づき「栃木県人権施策推進基本計画」を策定し、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組方向を明らかにしました。本基本計画は平成 23(2011)年に改訂し、その後、栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を策定しました。

令和３(2021)年３月には、様々な人権問題に対する県民の意識状況を明らかにすることにより、真に人権が尊重される社会の実現を目的とした施策の展開の基礎資料とするため、県内 18 歳以上の男女を対象とした「人権に関する県民意識調査(栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課)」を実施し、その結果を公表しました。その中で、「人権の尊重された社会をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問に対して、「学校教育・社会教育における人権教育を充実すること」と回答した割合が 70.3%でした。

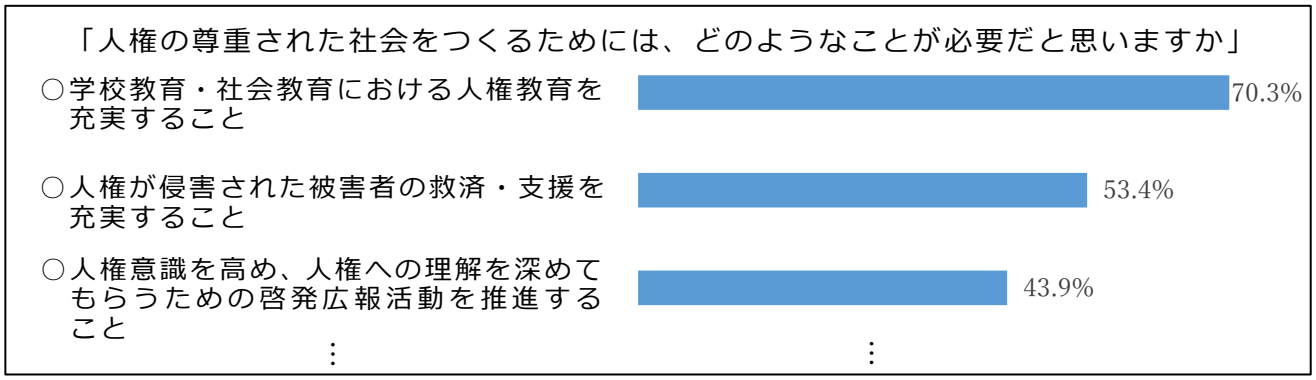

これらの調査結果から、県民は学校教育及び社会教育における人権教育の充実に対して、高い期待を寄せていることがわかりました。

本基本計画の終了を受けて、その成果と結果を踏まえ、新たな「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、様々な人権施策を総合的に推進していきます。

県教育委員会では、部落差別(同和問題)の解決のためには、教育と啓発の果たす割合が極めて重要であるとの認識のもと、昭和 49 年に同和教育の取組を開始して以来、様々な関係施策の推進に努めてまいりました。平成 13 年の栃木県同和対策審議会からの意見具申を受け、「栃木県人権教育基本方針」(平成 13 年 11 月 6 日決定)を決定し、これまで同和教育

で確立されてきた推進体制や教育活動の成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育として推進していくこととしました。さらに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平成 15 年４月１日施行)及び「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」等を踏まえ、県内全ての学校全ての地域における人権教育の推進に向けて、各種事業に取り組んでまいりました。

令和６(2024)年 11 月に、県内全ての県立学校、市町立学校及び各市町教育委員会を対象とした「令和６(2024)年度人権教育推進状況調査(栃木県教育委員会)」を実施し、その調査結果から次に示す課題が明らかとなりました。

【「令和６(2024)年度人権教育推進状況調査」結果から見える主な課題】
- 人権教育全体計画の見直し（実態に即した見直しをしている学校の減少）
- 学習指導案への位置付け（指導案に人権教育を位置付けている学校の減少）
- 学校、家庭、地域社会の連携、保護者啓発（保護者啓発など学校、家庭、地域が連携した取組の減少）

これらの課題を踏まえ、「とちぎ教育ビジョン(2026～2030)」基本施策４に示す「人権尊重の精神を育む教育の充実」に向けて、「自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進」「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」「人権に関する学習や啓発の充実」に関する事業を展開していきます。



２．本県の人権教育

（１）基本的な在り方

【人権の意義】

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味する。

人権は、誰もが生まれながらにしてもっている権利です。全ての人が人間らしく、自分らしく生きることのできる権利のことを指します。人権が保障されることで、自由に、幸福に、そして自分らしく生きることができます。



【人権尊重の理念】

人権尊重の理念とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方と捉える。

自分の人権も他人の人権も大切です。「人権尊重の理念」は、一人一人が人権の大切さを理解し、互いにその人権を尊重するような「人権の共存」の考え方です。



【人権教育の意義】

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養※を目的とする教育活動を意味する。

人権教育は、互いに生まれながらにしてもっている人権を尊重し合う精神をじっくりと養成することを目的にした教育活動です。



※涵養って？

涵養とは、水がしみこむように、徐々にじっくりと養成することです。人権教育においては、一人一人がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことが大切です。



【人権教育の目的】

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とする。

人権教育においては、自分の人権も他人の人権も尊重する精神を、じっくりと養うことが大切です。各学校で定めている「人権教育全体計画」に沿って、幼児児童生徒がお互いの人権を尊重し合うことができる資質・能力の育成を図ります。



【人権教育の推進】

学校教育及び社会教育それぞれの分野の特性を踏まえて推進する。

学校教育

幼児児童生徒の発達の段階に即しながら、保育、各教科等、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促す。

社会教育

生涯学習の推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深める。

幼児教育を含む学校教育から社会教育まで、それぞれの発達段階の特性に合わせて人権教育を推進することが大切です。学校教育においては、学校で過ごす全ての時間を幼児児童生徒の「学び」の時間と捉え、学校教育全体を通じた人権教育を推進していく必要があります。社会教育においては、人権が尊重された社会をつくっていく立場である成人にとって必要となる、人権への配慮や態度が行動につながるよう、資質・能力の育成を図ります。



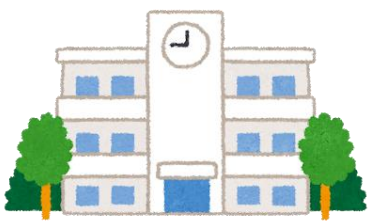



（2）目標

【幼児】

人権尊重の精神の芽生えとしての感性やよりよい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てる。



こどもが安心できる環境の中で自己発揮を促し、友達との関わりの中で共感したり、一緒に活動する楽しさを味わったりすることで、人権尊重の精神の芽生えにつなげていきます。

【小学生】

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。



幼児期で育成したよりよい人間関係をつくろうとする基礎的な態度をベースとして、思いやりや自分を大切にする心の育成、差別のないよりよい人間関係の形成を目指します。

【中学生】

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。



小学生段階に引き続き、思いやりの心や自分を大切にする心を育成します。さらに、生徒自身が「人権は全ての人が人間らしく、自分らしく生きることのできる権利であり、互いに尊重することが大切である」ということに気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度の育成を目指します。

【高校生】

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。



小学校及び中学校段階で身に付けた資質や能力を基礎として、様々な人権問題（女性、こども、障害者、高齢者　など）に対する理解を深めます。さらに、成人の前段階として、人権が尊重された社会を築こうとする意識をもち、実践行動につながる意欲や態度を育成します。

【成人】

人権問題を自らの課題として捉えるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。



成人段階においては、生涯学習の視点に立ち、一人一人が人権の尊重された社会を築く当事者としての意識をもち、資質や能力を養うために学び続けることが大切です。人権問題を自分ごととして捉えることで、人権への配慮や行動につながるような実践力を身に付けていきます。

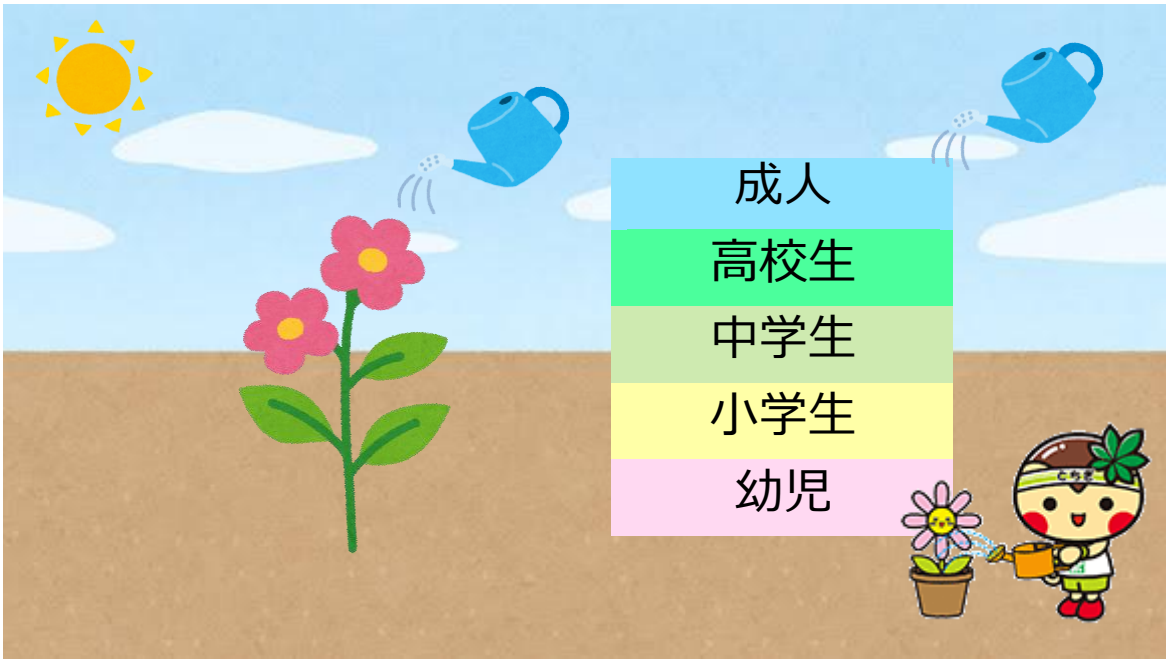

３．本県の人権教育の推進

（１）推進の内容（三つの内容）

人権教育の推進に当たっては、【人権が尊重された雰囲気や環境に関すること】【豊かな人間性に関すること】【人権意識に関すること】の三つの内容を扱うこととします。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、学習者の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切です。

【人権が尊重された雰囲気や環境に関すること】

一人一人の人権が尊重された雰囲気をつくり、人権が尊重された環境の中で学習が行われるよう配慮する必要があります。

★こんなところを意識して取り組んでみましょう★

・良いところを見つけ、認めるような関わりを意識してみましょう。
・一人一人の意見を大切にしましょう。
・互いの意見を認め合える雰囲気づくりをしましょう。

【豊かな人間性に関すること】

道徳教育との関連を意識し、ボランティア活動、自然体験活動をはじめとする体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験の機会の充実を図ることが大切です。

★こんなところを意識して取り組んでみましょう★

・豊かな体験活動をとおして、他人を思いやる心の育成を図りましょう。
・違いや個性を認め合い、互いの考えや意見を尊重し合えるよう意識しましょう。

【人権意識に関すること】

基本的人権や個人の尊重などを扱った人権一般や、様々な人権問題を扱い、人権意識を高めることが大切です。

★こんなところを意識して取り組んでみましょう★

・社会科やその他関連する学習において、基本的人権の尊重の理解を深められるようにしましょう。
・様々な人権問題（女性、こども、高齢者、障害者　など）について理解を深め、児童生徒一人一人の人権意識を高められるよう配慮しましょう。

（2）推進の具体（三指導）

ア　学校教育

学校における人権教育の具体的な指導の構想として、【基底的指導】【直接的指導】【間接的指導】があります。この三指導は、それぞれが機能し、互いに補完し合うことでより効果的なものになります。

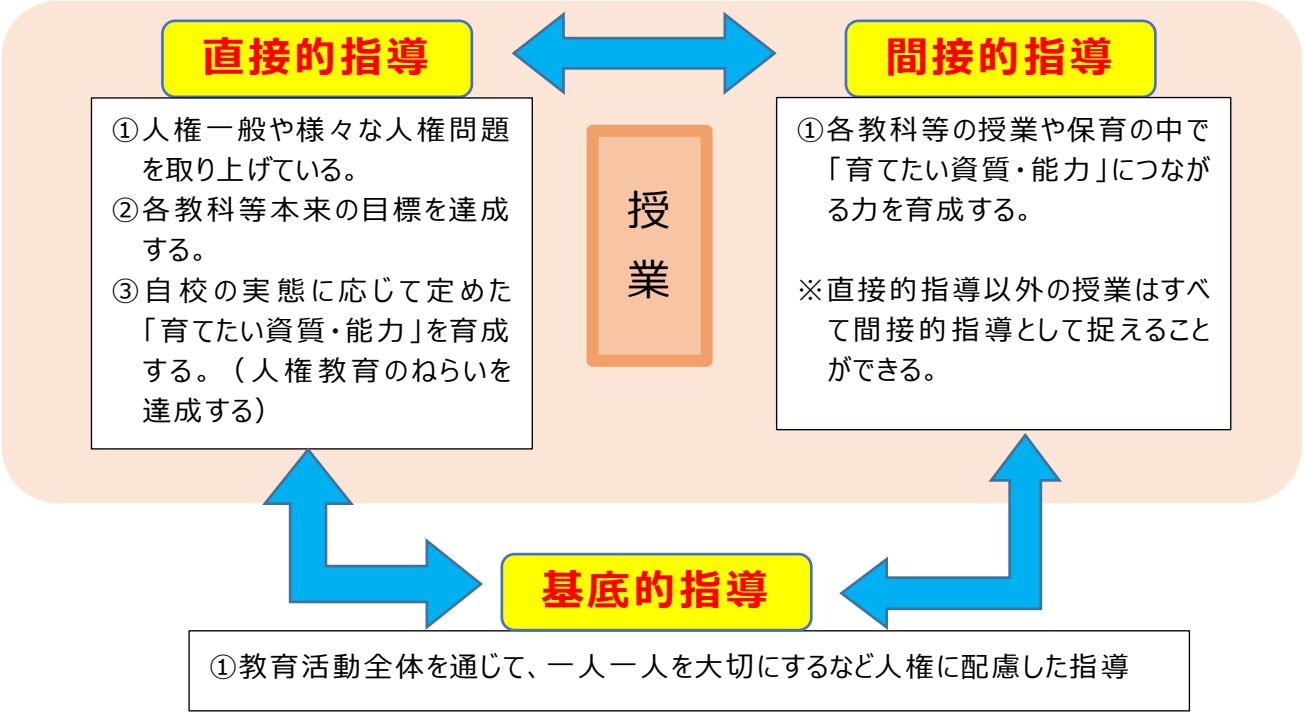

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するためには、直接的指導を通じて差別解消を図る資質・能力（育てたい資質・能力）を育成していく必要があります。

◇５つの項目の趣旨◇

【 知 性 】…人権の大切さや人権にかかわる様々な問題を正しく認識できる知性
【判断力】…偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力
【感受性】…共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性
【 技 能 】…互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能
【実践力】…人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

（「人権教育推進の手引」より抜粋）

直接的指導で育成する「育てたい資質・能力」、間接的指導及び基底的指導で育成する「育てたい資質・能力」につながる力を併せて「育てたい資質・能力」等といいます。この「育てたい資質・能力」等を授業の中で身に付けさせるためには、略案を含む全ての学習指導案への位置付けが重要です。

「育てたい資質・能力」等

「育てたい資質・能力」 ＋ 「育てたい資質・能力」につながる力

【略案を含む学習指導案への位置付け】

記載事項	記載内容
「人権教育との関連」	単元の目標、学習内容等と「育てたい資質・能力」等とのかかわりを記述する。
「人権教育の視点」	本時のねらいや学習内容、指導方法等と「育てたい資質・能力」等とのかかわりを記述する。
「生かしたい児童生徒」	「育てたい資質・能力」等に関して、本時の指導の中で生かしたい児童生徒を設定し、どのようなよさを取り上げたり、どのような支援をしたりするのかを記述する。
「人権教育上の配慮」	「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力」等を身に付けさせるための支援や配慮事項を学習内容及び指導方法の両方について、本時の指導の展開の中に具体的に記述する。 また、学習指導において人権が尊重された雰囲気や環境づくりに関する配慮事項についても記述する。

Point!

「人権教育との関連」「人権教育の視点」「生かしたい児童生徒」「人権教育上の配慮」は、一貫性をもたせて記述することが大切です。例えば、「人権教育の視点」で育てたい資質・能力を【知性】とした場合、その【知性】を身に付けさせるために生かす児童生徒（生かしたい児童生徒）及び人権教育上の配慮を記述します。



学校教育における人権教育指導の構想（図解）

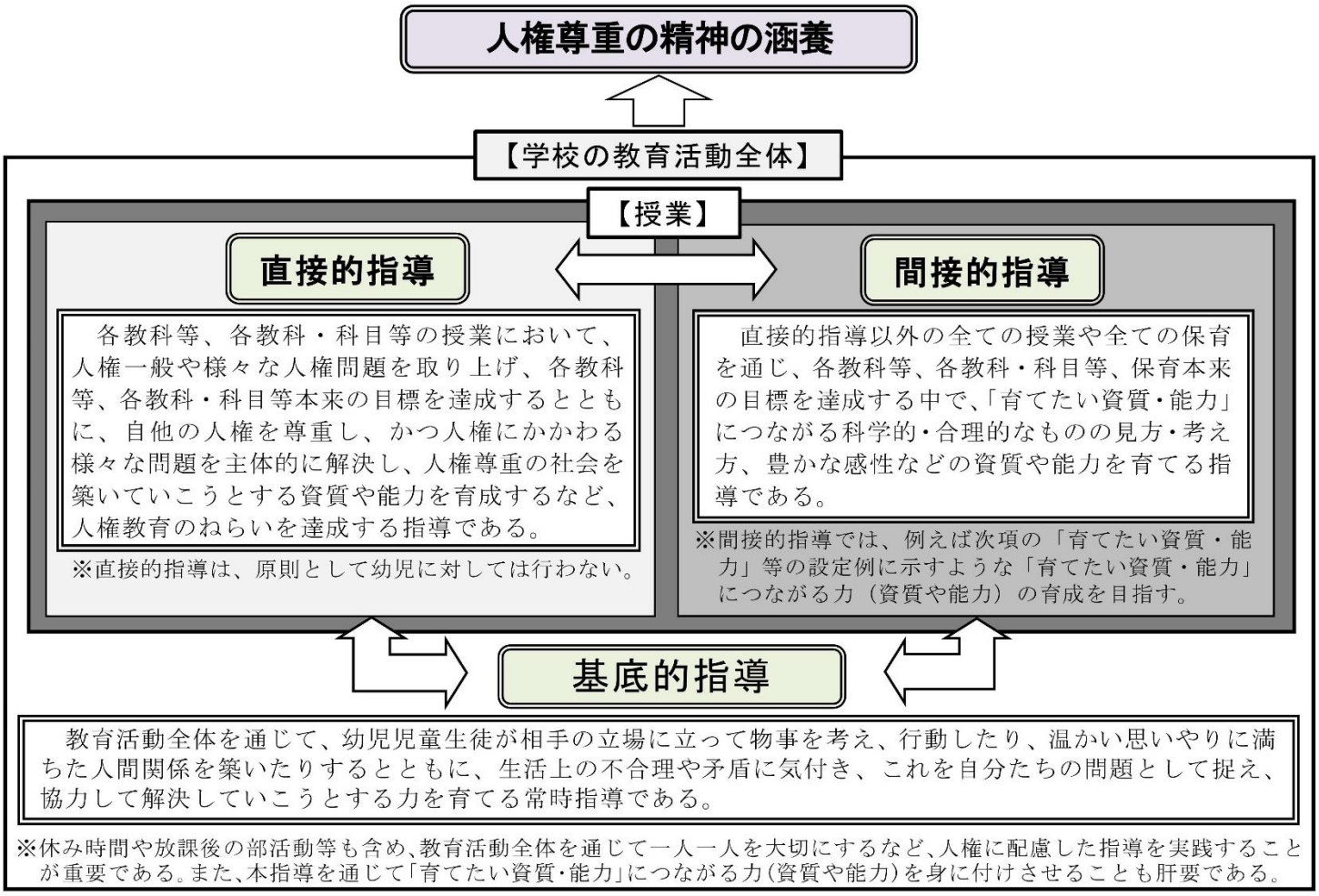

「育てたい資質・能力」等の設定例

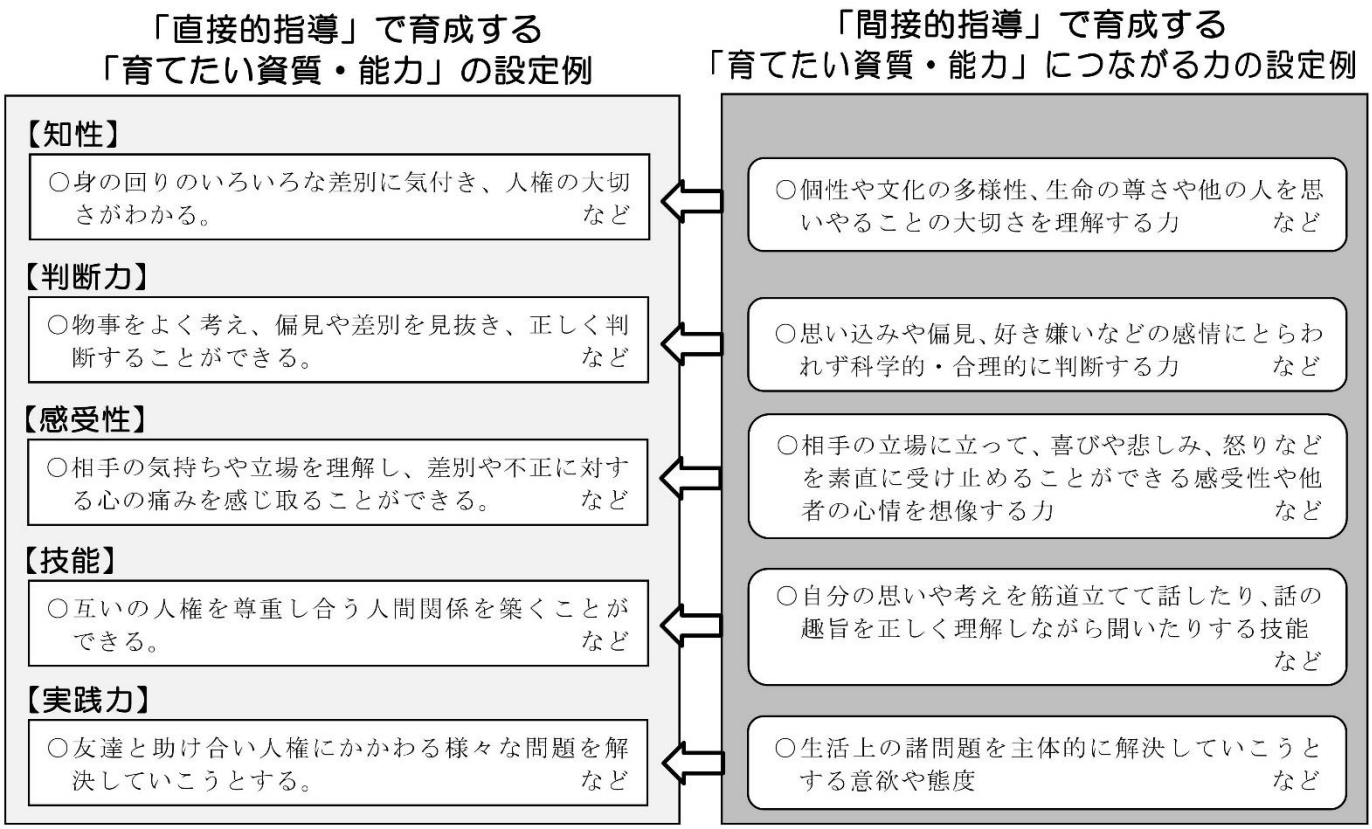

イ　社会教育

社会教育においては、直接人権をテーマとした事業を実施することに加え、全ての事業を人権の視点から見直し、人権教育推進の三つの内容【P.10 参照】と関連付けて取り組んでいくことが大切です。

学習会・研修会等の具体例

【参加体験型】

いわゆる「ワークショップ」の形式の学習方法です。学習者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら行います。ワークショップは、三つの要素から構成され、一貫したねらいのもと行います。

【ワークショップの三つの要素】

①アイスブレーキング
（学習の雰囲気や下地づくり）
②中心となる活動
③ふりかえり

構成する活動としては、「ゲーム」「シミュレーション」「ロールプレイング」「フォトランゲージ」「ディベート」「ランキング」「ブレーンストーミング」「カード分類」「バズセッション」などがあります。

【講義型】

有識者の知識や経験を伝達する「講演会」「シンポジウム」「対談」等の形式と、映像・歌・音楽・語りをとおして行う「啓発映画」「コンサート」等の形式があります。

【広報誌型】

各自治体が発行する広報誌をはじめ、市町教育委員会や学校からの各種たよりによる啓発等の活動があります。

（3）推進上の留意事項

人権教育の推進に当たっては、幼児児童生徒や学習者の実態、学校、家庭及び地域社会等の実情に応じ、以下の事項に留意することが大切です。

☺人権教育が効果的に推進されたか点検・評価をしましょう。
☺指導者、教職員として求められる高い人権意識や、その資質・能力の向上を図りましょう。
☺一人一人を大切にした温かな雰囲気づくりに取り組みましょう。
☺特に重要な課題である部落差別（同和問題）の課題解決に向けた取組を図りましょう。
☺男女の人権や性の尊重に係る取組を計画的に行いましょう。

（4）努力点

「令和６(2024)年度人権教育推進状況調査」の結果を踏まえ、以下の項目について改善に努めましょう。

全体計画の見直し及び指導の改善

多くの学校で作成されていますが、実態に即して見直しを図りながら推進する学校は減少傾向にあります。カリキュラム・マネジメントの視点で実情に応じた見直しを図りながら、人権教育を推進することが大切です。

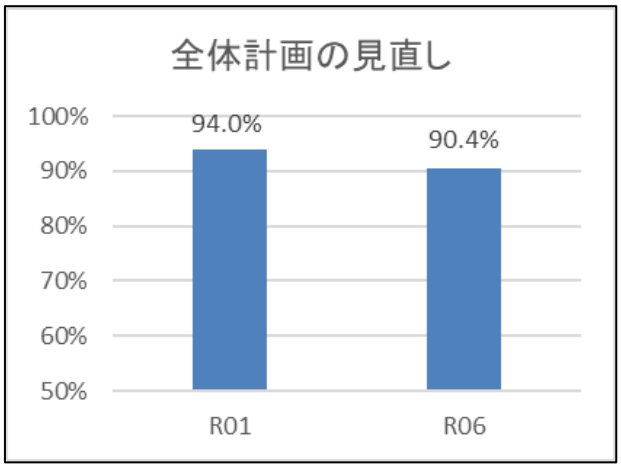

教職員の人権意識の高揚

幼児児童生徒一人一人が大切にされた温かな雰囲気や環境が人権教育の基盤となります。人権の配慮を欠いた不適切な言動や指導が、そうした基盤を根底から揺るがすものであることを踏まえ、指導者としての人権感覚を磨き、人権意識を高めていくことが重要です。チェックリストの活用、人権教育推進の手引の確認、校内研修の実施など、教職員の人権意識を高める取組をしていきましょう。

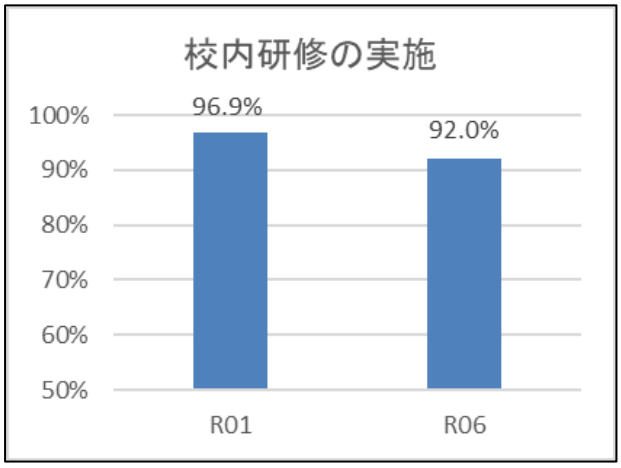

学習指導案への位置付け

直接的指導はもとより、直接的指導以外の全ての授業が「育てたい資質・能力」につながる力の育成を目指す間接的指導であることを踏まえ、略案を含む全ての学習指導案に「人権教育との関連」「人権教育の視点」「生かしたい児童生徒」「人権教育上の配慮」を位置付け、意図的、計画的に人権教育を行うことが重要です。

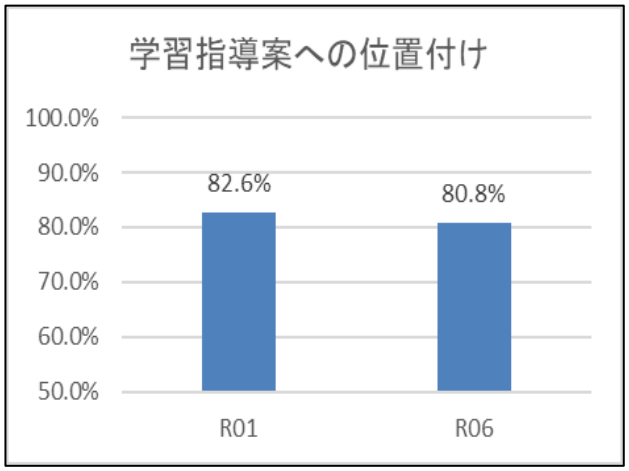

様々な人権問題

※発達の段階や地域の実情等を踏まえて、取り上げることとします。

インターネット上の人権侵害（課題横断的な人権課題）

インターネットが急速に普及し、私たちの生活は非常に便利で効率的なものへ変化した。近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機などの様々な機器を通じてインターネットを利用することができるようになり、コミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。特に、情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等 の普及により、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など、人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している。加えて、以下に掲げる様々な人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、様々な人権課題を解消する上でも不可欠である。

女　性

日本国憲法は、法の下の平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文化している（第24条）。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」といった性別の役割を固定的に捉える意識が社会的に根強く残っていることから、就職や職場における昇進の際をはじめ、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受ける問題がある。また、配偶者・パートナー・恋人からの暴力（ＤＶ、デートＤＶ）、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、人身取引（性的サービスや労働の強要等）などの問題もある。

こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされている。こどもの人権にかかわる問題には、主に学校で発生するいじめ、暴力行為、教師による体罰などのほか、児童虐待、性暴力の被害などがある。特に、スマートフォン等の利用が児童生徒等に普及する中で、SNS やインターネット上でいじめを受ける事案が生じており、大きな社会問題となっている。令和５年４月１日にはこども家庭庁が発足し、同日、こども基本法が施行された。令和６年には、「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、支援の対象に「ヤングケアラー」が明記された。

高齢者

我が国においては、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として高齢化が急速に進み、本格的な超高齢社会を迎えている。こうした状況の中、高齢者に対しては就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者への家庭や施設における身体的・心理的虐待、家族等が本人に無断で財産を処分する経済的虐待などの問題がある。さらに、急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人数は増加している。

障害者

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。「障害者基本法」では、この理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策である「障害者基本計画」を策定することとされており、同計画に基づき具体的な取組を推進していくとしている。しかし、現実には就職に際して不当な扱いを受ける問題のほか、入居や入店の拒否、施設における劣悪な処遇や身体的虐待などの問題がある。こうした差別の解消を推進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28 年４月１日から施行された。令和６年４月には一部が改正され、事業者にも合理的配慮が義務化された。

部落差別（同和問題）

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別により、今なお、特定の地域出身や、そこに住んでいることを理由に差別を受けるなどの問題を部落差別（同和問題）といい、我が国固有の重大な人権問題である。部落差別（同和問題）は、昭和 40 年の同和対策審議会答申以降の教育及び啓発活動の推進等によりその解消に向けて着実に前進してきた。しかし、地域や年代などにより程度の差はあるものの、差別意識は依然として存在しており、結婚や就職に際しての差別の問題や、インターネットを介した差別情報の流布などの問題が発生している。平成 28 年 12 月には、部落差別のない社会の実現を目指して、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

アイヌの人々

北海道を中心に、昔から日本に住んでいたアイヌの人々は、独自の豊かな文化や伝統を築き上げてきた。しかし、土地を奪われたり、アイヌ語の使用が禁じられたりするなどの同化政策が行われ、民族としての誇りを奪われることになった。現在も、日常生活の中で差別発言を受けたり、結婚や就職に際して差別されたりするなどの問題がある。アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現するため、令和元年５月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行された。

外国人

諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えている。日本国憲法は、権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き、日本に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しており、政府は、外国人に対する平等の権利と機会の保障、他国の文化や価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。しかし、現実には、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否の問題のほか、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動（いわゆるヘイトスピーチ）などの問題がある。こうした問題に対し、平成 28 年６月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

感染症の患者等

HIV 感染者、肝炎ウイルス感染者、新型インフルエンザ等の感染症に対して、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度な恐怖感などから、感染症患者等に対する偏見や差別意識が生まれ、患者をはじめ、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。近年は SNS 等の普及もあり、感染症に関する不正確な情報が瞬く間に拡散されることによって、偏見や差別が助長される等の問題がある。

ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在は治療方法が確立している。しかし、平成８年まで行われた強制隔離政策により、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く浸透し、学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた。令和５年の意識調査の結果から、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が未だに根強く残っていることが明らかになった。

刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人等が、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会の理解と協力が不可欠である。しかし、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等の問題がある。

犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない誹謗中傷等が SNS 等のインターネット上に書き込まれることにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりする問題がある。平成 17 年４月に施行された「犯罪被害者等基本法」では、犯罪被害者等の人権への配慮やその置かれている環境、名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解を深めるための取組を推進することとしている。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970 年代～80 年代にかけて北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）によって日本人が拉致された問題である。政府は、これまでに 17 名を拉致被害者として認定している。北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行された。

性的マイノリティの人々

全ての国民は、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。しかし、性の多様性への理解の不足から偏見や好奇の目で見られたり、差別発言を受けたりするなどの問題がある。令和５年６月には、性の多様性に寛容な社会を目指して、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行された。

災害に伴う人権問題

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も避難生活を余儀なくされている人々がいる。この事故では、被災された人々に対する偏見や差別、風評による心ない嫌がらせ等の問題が発生した。

また、本県においても近年では台風による大雨等、多くの人々が避難を強いられる災害が増えている。災害発生時の避難所においては、プライバシーの確保の問題をはじめ、高齢者や障害者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする人々がより一層困難な状況に置かれるという問題がある。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

過去の厳しい雇用情勢など様々な理由から、自立の意思がありながら、やむを得ない事情で公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされている人々がいる。平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行されたが、これらの人々は、偏見や差別の対象になり、嫌がらせや暴行を受けるなどの問題がある。また、生活困窮者は病気で働けない、負債を抱えているなど複合的な課題を抱えているケースがあるほか、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないなどの問題がある。

【参考資料】

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和７年６月６日）閣議決定
「人権について考える」（平成 30 年 10 月）栃木県
「栃木県人権施策推進基本計画（2026～2035）」（令和８年３月）栃木県

４．各校における人権教育の推進に向けて

（１）人権教育全体計画・年間指導計画の作成と実践

人権教育は、栃木県人権教育基本方針に示されているとおり、「すべての学校すべての地域において」推進されることになっています。そのためには「推進体制の整備・充実」を図る必要があります。

「推進体制の整備・充実」といっても様々なことが考えられますが、その出発点は至って明確です。それは「人権教育全体計画（構想）」及び「年間指導計画」の作成です。

ア．人権教育全体計画（構想）について

人権教育全体計画は、人権教育推進の要です。なぜなら、そこには栃木県の人権教育を推進するためには絶対に欠くことのできない「差別解消を図るための資質・能力」いわゆる「育てたい資質・能力」が設定されるからです。

「育てたい資質・能力」は次の５つの項目で整理され、それらの趣旨が人権教育推進の手引に示されています。

【 知 性 】…人権の大切さや人権にかかわる様々な問題を正しく認識できる知性
【判断力】…偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力
【感受性】…共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性
【 技 能 】…互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能
【実践力】…人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

（「人権教育推進の手引」より抜粋・再掲）

これら５つの項目の趣旨を十分に踏まえ、児童生徒の実態や地域からの要請、保護者や教職員の願いなど学校を取り巻く実態を考慮した上で、学校ごとに「育てたい資質・能力」を設定します。

この「育てたい資質・能力」は、言い換えれば「**人権に関する知的理解**と**人権感覚**」を構成する要素です。さらに「人権に関する知的理解と人権感覚」が昇華して「自分の人権も他者の人権も守ろうとする**人権意識**」となり、人権意識が高まることで「自分の人権も他者の人権も守ろうとする実践行動」に結び付くとされています。

つまり、人権教育を推進するためには、まず学校ごとに「育てたい資質・能力」を人権教育全体計画の中に設定することが必要であり、授業を通じて「育てたい資質・能力」を育成していくことが重要です。「育てたい資質・能力」の設定は、人権教育推進の第一歩と言えます。

イ．年間指導計画について

年間指導計画は、まさに一年間の授業を見通すためのものです。当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって教育活動に取り組めるようにするための、大切な指針になります。

人権教育は各教科・科目等ではないことや教科書がないことを考慮すると、年間指導計画の重要性はより高くなると言えます。

特に直接的指導を行うに当たっては、年間指導計画によって「いつ」「どの教科・領域等で」「どのような人権問題等を扱うのか」を明確にし、計画を確認しながら授業の中で確実に扱うことが大切です。

また、人権教育に深く関わる学校行事や様々な体験活動、さらには各教科・領域等との関連が分かりやすく示された年間指導計画の作成が重要です。

【年間指導計画を作成するときの手順（例）】

① 重点化を図った項目や人権問題等の決定

実践課題や児童生徒の実態を基に、重点化を図った項目（育てたい資質・能力）や人権問題等を設定する。　（例）育てたい資質・能力→【感受性】 人権問題→【こども】

② 直接的指導の学習の洗い出し

「人権一般」や「様々な人権問題」に関する学習内容を含む単元等を、各教科・科目等から洗い出す。

③ 間接的指導の学習の洗い出し

重点化を図った内容に強く関わる学習内容や、関連する学校行事などを洗い出す。

④ 一覧表の作成

各教科・領域等の重点化を図りながら、教職員の研修や保護者、地域に関する内容、学校行事なども一覧表にまとめる。

（人権教育推進のための Q&A―直接的指導編―より抜粋）

（2）点検・評価

学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められます。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の工夫改善につなげていくことが大切です。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ] ～指導等の在り方編～」には、点検・評価として「ア．教職員による点検・評価」「イ．児童生徒による評価」「ウ．保護者等による評価」が説明されています。

特に、児童生徒による評価については以下のように示されており、年間をとおして推進してきた人権教育の成果や児童生徒の達成状況を把握することにつながります。さらに、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも大変重要です。

イ．児童生徒による評価

点検・評価の取組の一環として、児童生徒の発達段階等も考慮しつつ、学校の取組に対する児童生徒の評価をアンケート等により調査し、その調査結果を学校としての評価に反映させて

いくことも考えられる。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも、不可欠な取組となる。さらに、学習の節目ごとに児童生徒自身による評価を行い、その全体的な結果を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能となる。

（人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導の在り方編～より抜粋）

一年間を見とおした PDCA サイクルを考えると、次のようなイメージになります。

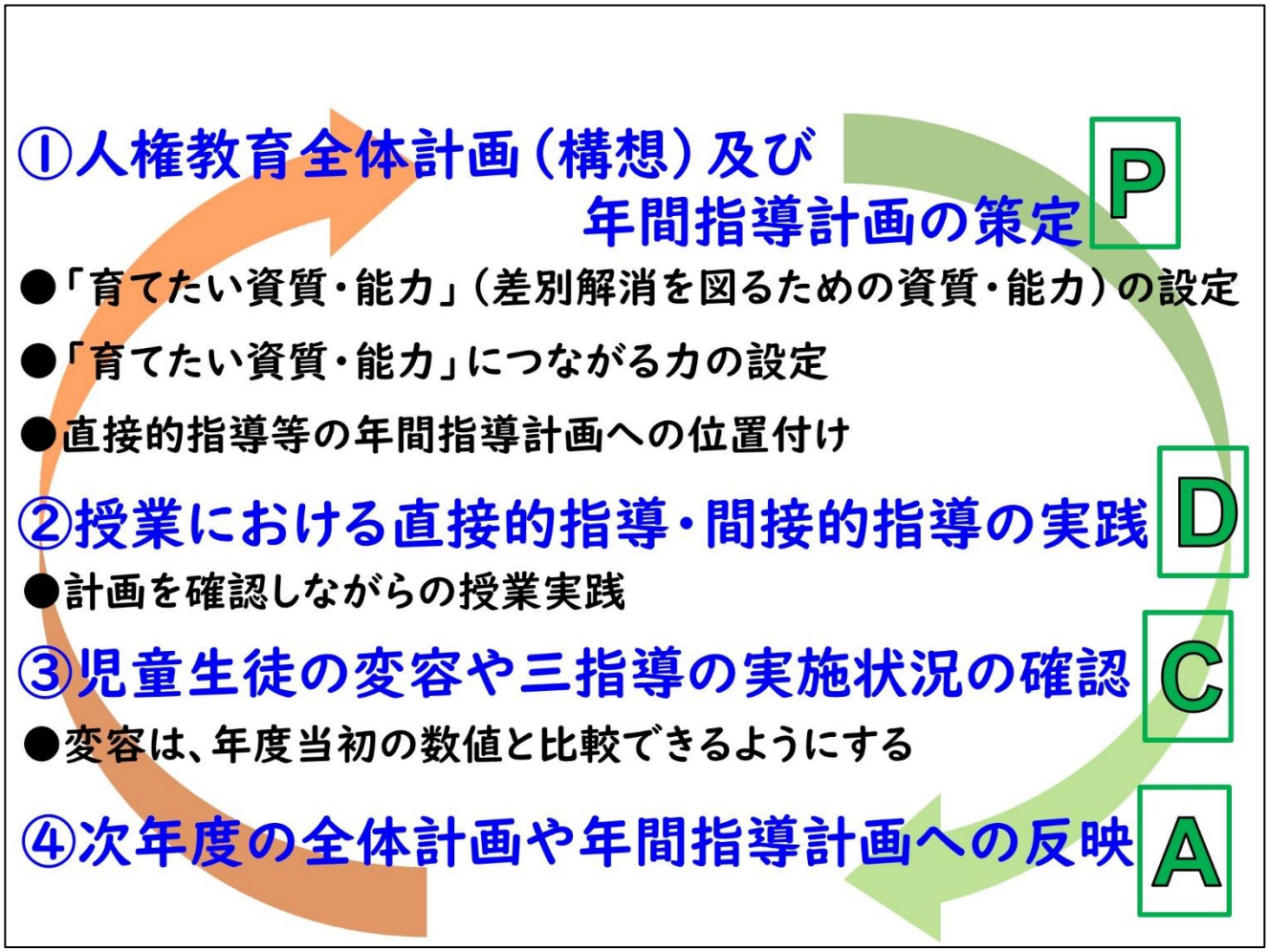

①人権教育全体計画（構想）及び年間指導計画の策定について

前述したように、人権教育全体計画と年間指導計画は、学校教育において人権教育を推進する上で欠くことのできないものです。この計画の中心となるものが「育てたい資質・能力」（差別解消を図るための資質・能力）です。

人権教育全体計画においては、児童生徒や地域の実態、教職員の願いなどを考慮し、５つの項目の趣旨に沿って、「育てたい資質・能力」を設定していきます。

この資質・能力を効果的に、しかも確実に育成するために、全教職員共通理解のもと、年間指導計画を策定していくことになります。年間指導計画には、５つの項目の趣旨に沿って設定した「育てたい資質・能力」を重点化するなどしながら、直接的指導等を位置付けることが大切です。

②授業における直接的指導・間接的指導の実践について

「育てたい資質・能力」は、直接的指導をとおして育成します。つまり、授業をとおして育成することになります。これは間接的指導における「育てたい資質・能力」につながる力の育成も同様です。

よって、人権教育全体計画の中に設定した「育てたい資質・能力」や「育てたい資質・能力」につながる力を確認し、それらを「いつ」「どの教科・領域・科目等で」「どの単元（内容）等で」育成するのかを年間指導計画で確認した上で授業を行うことが必要です。

③児童生徒の変容や三指導の実施状況の確認について

例えば、児童生徒へのアンケート等の調査を年度当初と年度後半に実施し、それらを比較することで児童生徒の変容を見取ることができます。

三指導の実施状況については、教職員による点検・評価としてアンケート等を実施することが考えられます。さらに、年間指導計画をもとに実施状況や達成状況を確認したり、自校化の状況を共有したりすることも大切です。

④次年度の人権教育全体計画や年間指導計画への反映について

今年度の実践とその評価や三指導の実施状況等をもとに、次年度の人権教育全体計画や年間指導計画へ反映させます。計画を「前年度踏襲」で終わらせることなく、評価や実施状況を生かすことで計画をよりブラッシュアップしていくことが、学校における人権教育の推進につながります。



【▲感受性】に重点を置いて作成した指導計画一覧表の例　（A小学校第6学年）　　◎直接的指導

月		４月	５月	６月	７月	８・９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
各教科	国語	▲カレーライス（感）		▲森へ（感）			▲やまなし（感）				▲海のいのち（感）	
	社会				◎江戸時代の身分制と人々のくらし「身分制度」【同】（知・判）	◎蘭学のはじまり「解体新書」【同】（知・判）	◎明治の新しい国づくり「解放令」【同】（知・感）	◎国力の充実をめざす日本と国際社会「水平社運動」【人】（知・感）		◎わたしたちのくらしと憲法「日本国憲法・基本的人権・アイヌの人々」【人】（知・実）	◎わたしたちの願いと政治のはたらき【災】（知・感）【外】（知・感・実）	
	算数											
	理科											
	音楽							▲ふるさと（感）				
	図工				▲わたしたちの大切な風景（感）							
	家庭										▲共に生きる生活（感）	
	体育			◎病気の予防【H】（知・実）								
外国語		▲アルファベットクイズをつくろう（感）			▲できることを紹介しよう（感）							
特別の教科 道徳					▲あなたの立場とわたしの気持ち「お別れ会」（感）	▲正直な心「心のししゅう」（感）		◎本当の友情とは「いじめられて」【子】（知）		◎差別を許さない「奴隷解放の父リンカーン」【人】（知・感）	◎国を越えた文化交流「ホワイトハウスにできた柔道場」【外】（知・感）	◎世界の中の日本「世界がもし100人の村だったら」【人】（知・感）
総合的な学習の時間					◎共に生きる【高・障・外】（感・実）	→	→	→	→	→		
特別活動	学級活動						◎お互いの立場を尊重して【性】（感・実）					
	児童会活動（交流活動）								▲人権集会・人権標語作り【子・人】（知・判・感・技・実）～人権週間～			▲６年生を送る会（技・感）
	クラブ活動											
	学校行事	▲１年生を迎える会（技・感）		▲人権の花贈呈式（感・実）								▲６年生を送る会 卒業式、修了式（感）
その他	児童指導（月別目標）	友達と仲良くしよう	約束を守ろう	衛生的で健康な生活をしよう	身の回りをきちんとしよう	みんなで協力しよう	ものを大切にしよう	友達のよいところを認め合おう	健康な心と体をつくろう	楽しく食事をしよう	礼儀正しくしよう	感謝の心で生活しよう
研修	教職員研修		現職教育①今年度の人権教育の推進について	人権作文の準備		現職教育②参加体験型の人権学習について				現職教育③年間指導計画の作成と見直し		
啓発	保護者・地域に関する内容	授業参観 学年懇談	家庭訪問	授業参観 学年懇談 人権だより	人権に関する作文募集	運動会			人権教育だより		授業参観 学年懇談	

◎直接的指導　【女】女性　【子】子ども　【高】高齢者　【障】障害者　【同】同和問題　【外】外国人　【H】ＨＩＶ感染者等　【犯】犯罪被害者等【イ】インターネットによる人権侵害　【災】災害　【ア】アイヌの人々
【刑】刑を終えて出所した人　【性】性的指向・性同一性障害者　【ホ】ホームレス等　【拉】北朝鮮当局による拉致問題　【人】人権一般
「育てたい資質・能力等」　（知）…知性　（判）…判断力　（感）…感受性　（技）…技能　（実）…実践力

【▲感受性】に重点を置いて作成した指導計画一覧表の例　（B中学校第3学年）　　◎直接的指導

月		４月	５月	６月	７月	８・９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
各教科	国語	▲生命は（感）	▲百科事典少女（感）						▲故郷（感）			
	社会	◎高まるデモクラシーの意識「平塚らいてう」「水平社運動」【女】【同】（知・感・判）			◎人権と日本国憲法「人権の歴史」【人】（知・感）	◎人権と共生社会「基本的人権」「子どもの人権」「部落差別」「アイヌ文化振興法」【人】【子】【同】【ア】（知・判・感）	◎人権と共生社会「男女雇用機会均等法」「障害者基本法」【女】【障】（知・判・感）	◎これからの人権保障「プライバシーの権利」【イ】（知・判・感）	▲現代の民主政治と社会（知・判・感）	▲私たちの暮らしと経済（知・判・感・実）	◎地球社会と私たち「原発事故」「拉致問題」【災】（知・判・感・実）【拉】（知・感）	
	数学											
	理科											
	音楽			▲帰れソレントへ（感）								
	美術					▲ゲルニカは語る（感）						
	保健体育									◎性感染症とその予防【H】（知・実）		
	技術・家庭		▲幼児とのふれあい学習（感）									
	外国語	▲自己紹介（感）										
特別の教科道徳			▲強い意志「やさしいうそ」（感・技）		▲生命の尊さ「ドナーカード」（感・技）			◎いじめ「卒業文集の最後の二行」【子】（感・知）				▲かけがえのない命「キミばあちゃんの樽」（感）
総合的な学習の時間					◎地域とともに【高・障】（感・実）	→	→	→	→	→		
特別活動	学級活動			◎情報モラルについて考えよう【イ】（知・判・実）						▲性感染症について考えよう（知・判・実）		
	生徒会活動								▲人権集会・人権標語作り【子・人】（知・判・感・技・実）～人権週間～			▲３年生を送る会（技・感）
	学校行事	▲新入生オリエンテーション（技・感）		▲人権集会（感・実）			▲文化祭（感・実）					▲卒業式 修了式（感）
その他	生徒指導（月別目標）	望ましい生活習慣を身に付けよう	責任のある生活をしよう	衛生面に気を配ろう	決まりを守って生活しよう	自分のよさを伸ばそう	明るい挨拶をしよう	役割を自覚し生活しよう	人権尊重の気持ちを大切にしよう	目標を持って生活しよう	礼儀正しい生活をしよう	よりよい未来への希望を持とう
研修	教職員研修		職員会議 今年度の人権教育の推進について	人権作文の準備					現職教育 参加体験型の人権学習について	年間指導計画の作成と見直し		
啓発	保護者・地域に関する内容	授業参観 学年保護者会	家庭訪問 体育祭	授業参観 学年保護者会 人権だより	人権に関する作文募集				人権教育だより		授業参観 学年保護者会	

◎直接的指導　【女】女性　【子】子ども　【高】高齢者　【障】障害者　【同】同和問題　【外】外国人　【H】ＨＩＶ感染者等　【犯】犯罪被害者等【イ】インターネットによる人権侵害　【災】災害　【ア】アイヌの人々
【刑】刑を終えて出所した人　【性】性的指向・性同一性障害者　【ホ】ホームレス等　【拉】北朝鮮当局による拉致問題　【人】人権一般
「育てたい資質・能力等」　（知）…知性　（判）…判断力　（感）…感受性　（技）…技能　（実）…実践力

※最下部にある人権問題の表記は、現在の表記と異なる部分があります。
（詳しくは「令和８(2026)年度人権教育推進の手引」を参照）

イ．令和４～５年度文部科学省委託事業「人権教育研究推進事業（指定校事業）」
益子町立益子小学校の年間指導計画及び「育てたい資質・能力」等

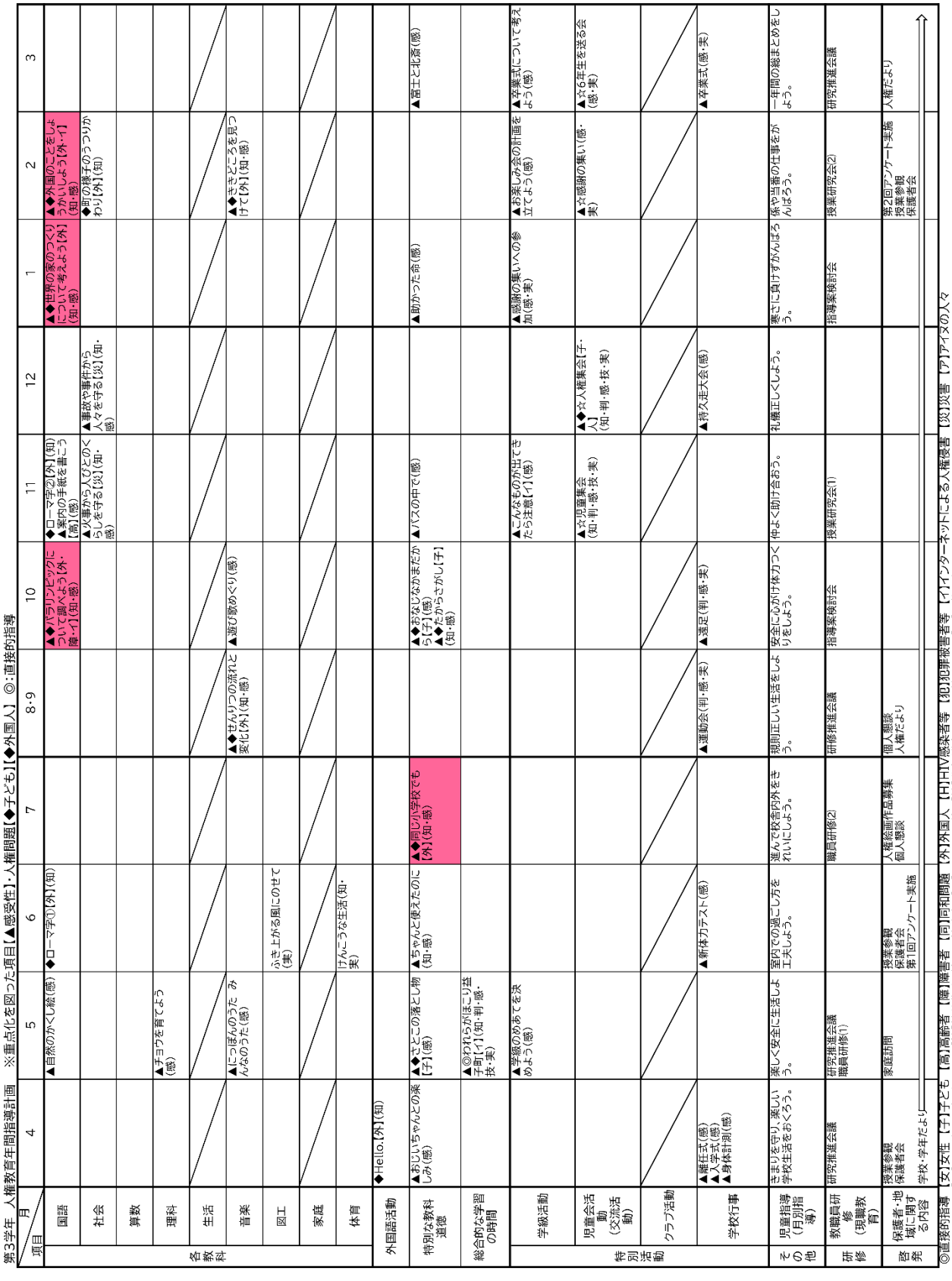

※最下部にある人権問題の表記は、現在の表記と異なる部分があります。
（詳しくは「令和８(2026)年度人権教育推進の手引」を参照）

発達段階に応じた「育てたい資質・能力等」（各教科等編）中学年

	知　　性	判　断　力	感　受　性	技　　能	実　践　力
	身の回りにあるいろいろな差別に気付き、人権の大切さがわかる。	物事をよく考え、偏見や差別を見抜き、正しく判断することができる。	相手の気持ちや立場を理解し、心の痛みを感じ取ることができる。	互いの人権を尊重し合う人間関係を築くことができる。	友達と助け合い問題を解決することができる。
国語	文章や相手の話を正しく理解するとともに、場に応じた正しい言葉遣いをすることができる。	文章や言葉の意味を正確に読み取り、正しくとらえることができる。	登場人物の心情を共感的に理解するとともに、文章の美しさを感じることができる。	相手の身になって聞いたり考えたりして、互いの考えや感じ方のよさや違いを認めることができる。 相手や場に応じ、声の大きさや速さに注意して、自分の考えを順序よくはっきりと話すことができる。	自分の考えや思いを正しく相手に伝えることができる。
社会	地域社会における社会的事象の特色を理解し、よりよい生活を願って努力していることが分かる。	地域学習における見学・観察・調査等を通じて、その事実や関連性を正しく判断することができる。	働く人々や先人の苦労や努力に接し、その考えや気持ち・願いを共感的に理解することができる。	地域における社会的事象を観察・調査し、地図や資料を活用して調べたことを工夫して表現することができる。	地域社会の一員としての自覚をもち、自分なりに生活をよりよくしていこうと努力することができる。
算数	数学的な見方や考え方を身に付け、根拠をはっきりさせて物事を見極めることの大切さが分かる。	課題に対して見通しをもち、科学的・合理的に判断することができる。	数理的な決まりや法則の有用さや処理のよさを味わうことができる。	気付いたり、発見したり、判断したりしたことを自分なりの方法でわかりやすく表現することができる。	数理的な考え方を使って問題解決をしたり、進んで生活に生かしたりすることができる。
理科	自然現象や事象のきまりを知り、それらは様々な条件によって変化することが分かる。	観察や実験などにより得た問題や事実について筋道を立てて考えることができる。	自然の仕組みのすばらしさに触れ、自然を愛し生命を尊重する心情をもつことができる。	自然の現象や事象について気付いたり、発見したりしたことを、自分なりの方法で表現することができる。	自然に親しみ、協力して観察や実験をし、発見したことを生活に生かそうとすることができる。
音楽	様々な音楽を聴いたり表現したりして、豊かな情操を養い、音楽の楽しさが分かる。	様々な音楽に触れ、それぞれのもっているよさや美しさを見付けることができる。	様々な音楽に触れ、そのよさや美しさ・優れていることに気付くことができる。	自分の思いや感じたことを自分なりに歌や演奏をとおして表現することができる。	友達と協力して歌ったり演奏したりして音楽に親しむことができる。
図工	表現や鑑賞を通じて、そのよさや美しさ、作品の違いに気付くことができる。	様々な作品に触れ、それぞれのもっているよさや美しさを見付けることができる。	様々な作品に触れ、そのよさや美しさ・優れていることに気付くことができる。	自分の思いや感じたことを、生き生きと作品に表現することができる。	互いの作品のよさを認め合い、励まし合って製作することができる。
体育	健康安全に留意して運動する大切さを知るとともに、能力や技能、心身の発達には違いがあることが分かる。	運動の特性やルールを理解し、楽しく運動できるように公正・公平な判断をすることができる。	友達と協力し合って様々な運動に触れ、そのよさや楽しさを味わうことができる。	自分で考えたり、感じたりしたことを自分なりの方法で工夫して運動することができる。	互いに認め合い励まし合って、めあてに向かって最後まで努力することができる。
道徳	日常生活にある偏見や差別に気付き、それらは、豊かな人間関係を損ねることが分かる。	日常生活の様々な場面で、物事の善悪を公正・公平に判断することができる。	相手の立場や気持ちを共感的に理解し、互いに思いやりの気持ちをもつことができる。	事象を自分なりに判断し、考えを相手に伝わるように表現することができる	豊かな人間関係を築くため、相手を励ましたり助け合ったりしようと努力することができる。
外国語活動	他国の言葉を学習することにより、他国の人々も尊重することができる。	他国の言葉や文化に触れ、広い視野に立って物事を判断することができる。	他国の言葉を学習することをとおして、他国の人に対しても共感的に理解し、思いやりの心をもつことができる。	他国の言葉を学習し、自分の思いや考えを他国の言葉を使って表現することができる。	他国の言葉を学習して理解を深めたことを生かし、様々な国の人々に対して自分から親しむことができる。
特活	様々な活動をする中で、互いのよさを認め、助け合うことの大切さがわかる。	様々な活動の中で、物事の善悪を公正・公平に判断することができる。	相手の立場や気持ちを共感的に理解し、互いに思いやりの心をもつことができる。	様々な活動の中で感じる自分の考えや思いを自分なりの方法で伝えることができる。	進んで活動に参加し、互いに助け合い、ともに向上しようと努力することができる。
総合	様々な活動をとおして、互いのよさや違いを知り、互いに認め合うことの大切さが分かる。	様々な活動の中で、物事を公正・公平に判断することができる。	活動をとおして、相手の立場や考えを共感的に理解し、思いやりの心をもつことができる。	課題に対しての自分の考えや調べを自分なりの方法で表現することができる。	課題に対して自分なりの考えをもって取り組み、今後の生活に生かすことができる。

人権教育学年別年間指導計画

高久小学校5年

月		4月	5月	6月	7月	8･9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
道徳			すれちがい【人】(判・技)	いじめをなくすために【人】(知・判・実)	うばわれた自由【人】(判)			UDって何だろう【高・障・人】(知・判・実)	アップするの？【イ・人】(判)			世界に目を向けてユニセフ親善大使　黒柳徹子【外】(知)
各教科			社:さまざまな土地のくらし(知・判)	国:みんなが使いやすいデザイン【高・障・人】(知・判) 体:こころの健康(技)		国:たずねびと(感) 社:これからの食料生産【外】(実)	社:くらしや産業を支える工業生産(感)	社:これからの工業生産【外】(実)	国:やなせたかし－アンパンマンの勇気(感) 社:情報をつくり、伝える【イ・人】(知・判)	国:想像力のスイッチを入れよう【イ】(知・判) 社:情報社会に生きるわたしたち【イ】(判)	国:もう一つの物語(技) 国:言葉を使い分けよう(知)	国:大造じいさんとガン(感) 社:環境とわたしたちのくらし(実)
総合		地域の環境 (知・判・感・技・実)		日本の環境 (知・判・感・技・実)		自分にできる地球環境の守り方 【外】(知・判・感・技・実)						
特別活動	学級活動	5年生になって(実)	ふれあい集会の学級の出し物を決めよう 【高】(判・技・実)			スポーツフェスティバルの種目を決めよう (判・技・実)				薬物乱用と健康(判)	命を大切に(実) 6年生を送る会の学級の出し物を考えよう (実)	
	児童会活動			ふれあい集会【高】 (判・技・実)							感謝の会 (感・技) 6年生を送る会 (感・技)	
	学校行事		宿泊学習(感・技・実)	人権週間 【人】(知・判・感・技・実)		スポーツフェスティバル(技)		校内持久走大会(感)	人権週間 【人】(知・判・感・技・実) 学習成果発表会 (判・技)		命の週間 【人】(知・判)	卒業式(感・実)
NAiSUタイム	人プロ	自分のことを知ってもらおう(知・技) 芭蕉っ子班編制(技・実)	バースデーライン/人間知恵の輪(感) 自分の気持ち・相手の気持ち(感・実) 手拍子チームワーク(感)	気持ちの伝え方を知ろう(技) 何でもバスケット(感) 自分の気持ち・みんなの気持ち＜宿泊学習＞(技・実)	いろいろ違って楽しいね(知・判) 部首で探せ・伝言お絵かき(感)	だるまさんが○○しよう(感) 肩たたきトーキング (感・技)	後出しじゃんけん(感)			こっそりちょっとボランティア(判・実)	上手に話を聞けるかな(技)	
	防災学習					那須岳噴火による那須中学校区合同避難訓練、地域連携避難訓練 【災】(知・判)						
	プログラミング										プログラミングスキルの振り返りと発展(感・実)	

◎直接的指導　【女】女性 【こ】こども 【高】高齢者 【障】障害者 【同】部落差別(同和問題) 【外】外国人 【感】感染症の患者等 【感】ハンセン病患者・元患者及びその家族 【犯】犯罪被害者及びその家族
【イ】インターネット上の人権侵害 【災】災害に伴う人権問題 【ア】アイヌの人々 【刑】刑を終えて出所した人及びその家族 【性】性的マイノリティの人々 【ホ】ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題
【拉】北朝鮮当局によって拉致された被害者等 【人】人権一般

◎育てたい資質・能力等　知･･･知性　判･･･判断力　感･･･感受性　技･･･技能　実･･･実践力

発達の段階に応じた「育てたい資質・能力等」（各教科等編）高学年

	知性	判断力	感受性	技能	実践力
	身の回りにある様々な差別に気付き、人権の大切さを正しく認識できる。	偏見や差別を見極めるとともに、物事を公平・公正に判断できる。	相手の立場や気持ちを考え、共に生きる喜び、身の回りにある差別・不正に対する悲しみや怒りを感じることができる。	自他の違いを認め、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くことができる。	人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、楽しい学校生活の実現に努めることができる。
国語	言葉を正しく理解し、文章の読解を通して、物事の見方・考え方を深めることができる。	相手の意図をつかみながら聞いたり、文章を正確に読み取ったりすることを通して、事実を見極め、物事の善悪を正しく判断することができる。	登場人物の気持ちや考え方に共感したり、文章の美しさを味わったりすることができる。	相手の考えを受容的な態度で聞いたり、目的や意図に応じ、自分の考えを的確に話したり、筋道を立てて文章に書いたりすることができる。	互いの考え方の良さや感じ方の違いに気付き深め合うとともに、自分の生活に生かすことができる。
社会	社会的事象のもつ意味を正しく理解し、差別の存在や要因、不当性を正しく認識することができる。	社会的事象のもつ意味や関連性を正しく理解した上で、公正・公平に判断することができる。	社会的事象を学ぶ中で、それらに関わる人々の考えや気持ち、願いを共感的に理解することができる。	社会的事象について理解したり調べたりしたことを、様々な方法で表現することができる。	社会の一員としての自覚をもち、自分の生活をより良くしていくための方法を考え、実践しようとすることができる。
算数	数学的な見方や考え方を身に付け、物事を数学的に処理することのよさが分かる。	物事を数学的に見つめ、科学的・合理的に判断することができる。	数学的なきまり・法則を既習事項から見出して感動したり、数理的処理のよさを味わったりすることができる。	気付いたり、発見したり、判断したりしたことを筋道を立てて表現することができる。	数学的な見方・考え方を活用して、問題解決をしたり進んで生活に生かしたりしようとすることができる。
理科	より複雑な自然現象に関心を持ち、探究し、観察・実験を通して得られたデータから、規則性や関係性を導き出すことができる。科学的な概念を理解し、説明できる。	実験計画を立て、仮説を立てて検証し、複数のデータから総合的に判断し、結論を導き出すことができる。科学的な根拠に基づいて、判断を下すことができる。	自然現象の変化に気づき、興味をもつことができ、自然と人間の関わりについて考え、問題意識をもつことができる。自然環境の大切さを理解し、保護の意識をもつことができる。	実験器具を工夫して使い、より精度の高いデータを得ることができ、実験結果を分析し、考察できる。科学的な言葉を使って、自分の考えを表現できる。	実験計画を立て、実行し、評価できる。科学的な知識や技能を、日常生活や社会の課題解決に活かし、科学的な探究を通して、新しい発見をすることができる。
音楽	曲想や音楽の構造などの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現を考えることができる。	様々な音楽に触れ、曲や演奏のよさを見いだすことができる。	主体的に音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じ取ることができる。	音楽表現に対する思いや意図をもって、歌ったり演奏したりすることができる。	互いの表現の良さや違いを認め合い、協力し合って、歌ったり演奏したりすることができる。
図工	表現や鑑賞を通じて、そのよさや美しさ、個性に気付き創造活動の基礎的な能力を身に付ける。	多様な作品に触れ、それぞれのもっているよさや美しさ・優れていることに気付くことができる。	多様な作品に触れ、それぞれのもっているよさや美しさに感動することができる。	自分の思いや願いを創造的に表現しようとすることができる。	互いの作品のよさを認め合い、自分の作品に生かそうとする。
家庭	衣食住に関する実践的な活動を通して、家族相互の理解や協力のあり方、望ましい人間関係などに気付くことができる。	自らも家族の一員であることを自覚し、家庭生活について考え、自分の役割や行動について正しい判断をすることができる。	家族や周りの人との関わりの中で、家族一人一人の立場や気持ちを考え、思いやりの心をもつことができる。	身に付けた家庭生活に必要な知識・技能を生かし、自分なりの方法で表現することができる。	家族の一員としての自覚をもち、協力して互いに家庭生活を支え合おうと努力することができる。
体育	健康や安全に注意し、能力や技能、心身の発達の違いには個人差があることを認め、よさを生かし合いながら運動することの大切さが分かる。	運動の特性に応じて、安全や運動の仕方を考え、科学的・合理的に判断することができる。	互いの特徴を認め合いながら、運動の特性に気付き、そのよさや楽しさを味わうことができる。	身に付けた知識や技能、自分で考えたり感じたりしたことを自分なりの方法で効果的に表現することができる。	自分の課題を理解し、友達と認め合い、励まし合いながら、めあてに向かって最後まで努力をすることができる。
外国語	言語や文化について理解を深め、互いのよさを認め尊重し合うことの大切さが分かる。	他国の言葉や文化に触れ、広い視野に立って物事を判断することができる。	活動を通して、相手の立場や考え、他国の人やその思いに対して共感的に理解し、互いを尊重し合うことができる。	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとすることができる。	他国について理解を深めたことを生かし、様々な国の人々に対して、偏見や差別をなくそうと努力することができる。
道徳	日常生活に潜む偏見や差別に気付き、互いに尊重し合うことの大切さが分かる。	日常生活の様々な場面で、差別の不当性に気付き、公正・公平な判断ができる。	相手の立場や考えを共感的に理解し、互いの考えを尊重し合うことができる。	事象を自分なりに捉え、相手の立場や気持ちを共感的に理解した上で、自分の考えを適切に表現する技能を身に付けることができる。	豊かな人間関係を築くため、偏見や差別をなくそうとする。
特活	互いのよさを認め、自他のために役割や責任を果たすことの大切さが分かる。	様々な活動の中で、物事を正しく見極め、公正・公平に判断することができる。	様々な活動をとおして、相手の立場を共感的に理解し、互いの考えを尊重しながら接することができる。	様々な活動の中で感じた相手に対する尊敬や思いやりの気持ちを、適切に表現する技能を身に付けることができる。	自発的、主体的に活動に参加し、互いに助け合い、励まし合い、認め合うことができる。
総合	様々な活動の中で、人々のよさや違いを認め、尊重し合うことの大切さに気付くことができる。	様々な活動の中で、物事を正しく捉え、公平・公正に判断することができる。	活動の中で、相手の立場や考えを共感的に理解し、互いに尊重し合うことができる。	様々な活動の中で、自分の課題に対しての考えたり理解したりした内容を、筋道を立てて相手に分かりやすく表現することができる。	相手の立場や考えを尊重しながら進んで活動に取り組み、学びを今後の生活に生かそうとすることができる。

５．本指導資料について

（１）本指導資料の内容・構成

本指導資料は、５つの章からなっています。

第１章は「人権教育全般」に関する内容となっており、国内外や本県における人権を取り巻く状況や本県の人権教育の推進等について記しています。年度当初に発行している「人権教育推進の手引」の内容を分かりやすく再構築していますので、御活用ください。

第２章から第４章は「学校教育における人権教育の推進」に関する内容となっています。第２章は幼児教育に携わる先生方対象のチェックシートが掲載されています。第３章は小・中学校及び義務教育学校の児童生徒、第４章は高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした指導事例が掲載されています。

第５章は「社会教育における人権教育の推進」に関する内容となっています。教職員対象の研修や公民館講座等で活用できる学習プログラムが掲載されています。

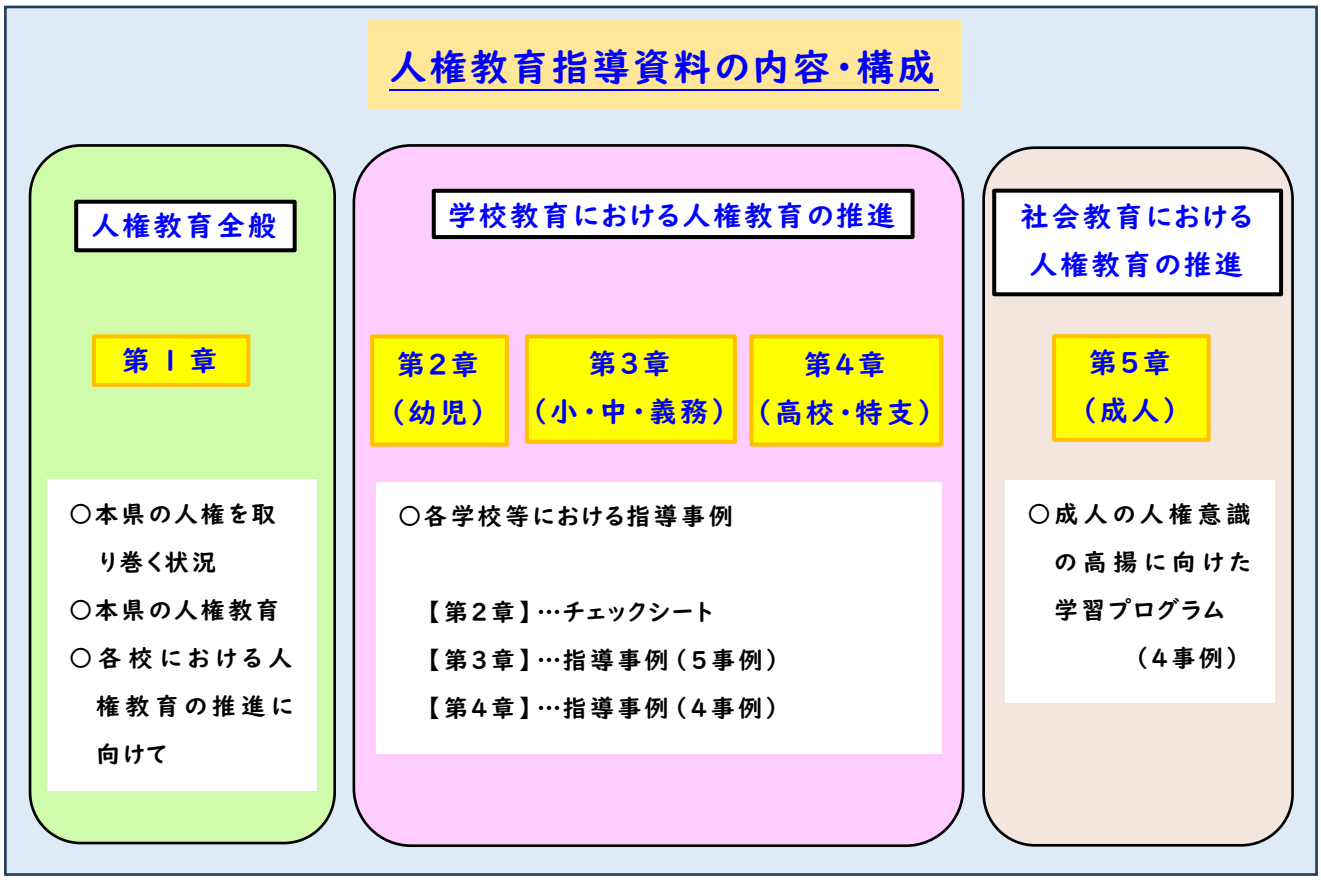



（2）本指導資料の特徴

本指導資料の特徴は、3 つです。

① 幼児教育を含む学校教育（校種別）及び社会教育まで、チェックリストや発達段階に応じた指導事例が掲載されている。

② 発達段階のつながりを意識した人権教育を推進するため、「人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント（社会教育においては「参加者の人権意識を高めるポイント」）」を示している。

③ それぞれの指導事例において、「特別支援教育の視点を踏まえた支援」を示している。

【①について】

原則として直接的指導を行わない幼児教育を除いて、「共通した 3 つの人権問題」＋「選択した人権問題」の合計 4 つの人権課題を扱っています。

共通した 3 つの人権問題は、「こども」「女性」「部落差別（同和問題）」となっています。

「こども」の人権問題を取り上げた理由は、5 年毎に実施される人権教育推進状況調査（直近では令和 6 年度に実施）において、直接的指導の学習テーマとして各校種とも特に重視しているという結果が明らかになったからです。また、「こども」に関わる様々な人権問題が噴出している昨今、教育職員としてそれらの問題に対し、誰よりも敏感になり、解決に向けて行動する必要があることも理由の一つです。

「女性」の人権問題を取り上げた理由は、令和 5 年度に日光市で開かれた G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催を受け、男女共同参画をさらに進めていこうとする機運が高まってきているからです。さらに、「女性の活躍促進」は本県の政策の重点事項でもあるためです。

「部落差別（同和問題）」を取り上げた理由は、平成 14 年度から始まった人権教育の前身であるのと同時に、県教育委員会は人権教育で扱う様々な人権問題のうち、特に重要なものの一つとして位置付けているからです。

【②について】

人権教育は、学校教育のみで完結するものではありません。また、基本的人権や人権の歴史などといった普遍的な内容から、個別的な人権問題や新しく生じた人権問題について学んでいく必要があります。つまり、生涯にわたって学び続ける姿勢が大切になります。

県教育委員会は、生涯学習の観点に立って、生涯各時期における人権教育の目標を以下のように設定しています。

（1）幼　児

人権尊重の精神の芽生えとしての感性やよりよい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てる。

（2）小学生

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

（3）中学生

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

（4）高校生

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

（5）成　人

人権問題を自らの課題として捉えるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。

（「人権教育推進の手引」より抜粋）

これらの目標は、それぞれが独立しているものではなく、連続しているものと考えるほうが自然です。よって、それぞれの発達段階における指導事例や学習プログラムに、次の発達段階につなげるポイントを具体的に記載することで、連続性を意識して指導できるようにしています。

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

安全で安心な生活のために、インターネットの正しい使い方について考えるという活動をとおして、生徒が「人権教育の視点」において述べた「相手の立場に立って心情を想像する」、「危険性や弊害があることを予測し、正しく使い方を身に付け、お互いの人権を守ろうとする」という実践力の向上を目指します。さらに、高校生の目標につなげていくために、「情報流通プラットフォーム対処法」の概要について紹介し、法によって人権が擁護されていることを知ると同時に、個別の人権課題に対する理解を一層深めます。



【③について】

特別支援教育の視点を授業に反映させていくことは、特別な支援を必要としている児童生徒のみならず全ての児童生徒にとっての「分かりやすさ」や「安心」につながります。

展開上段「このような特性のある児童生徒、いませんか？」において、多くの学級にいるであろうと予想される児童生徒の特性を定め、その児童生徒を中心に行う支援の具体を「特別支援教育の視点を踏まえた支援」として展開右側の吹き出し等に示しました。支援の一例として、これらを参考に実態に即したよりよい支援を考えていただければと思います。

展　開

このような特性のある児童生徒、いませんか？
【人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1　事例１について考える。 2　学習課題を把握する。 インターネットの正しい使い方を考え、マイルールを決めよう。	・事例１の問題点を出し合い、インターネットの使い方について考える。 ◎グループで話し合う時には、被害者の立場になって考え、安易な書き込みが相手を深く傷つけることを、自分事のように捉えさせる。(感受性)	《事例１》 総務省：教材事例 2-1「SNS やプロフなどのいじめ」P6 ・電子黒板 ・ワークシート
展開	3　事例２を見て、どこが問題なのかについて考える。 個人→グループ 4　話し合ったことを全体で共有し、インターネットの正しい使い方について考えを整理する。	・事例１のような限定的な身近な人とのやりとりだけでなく、SNS などの公開範囲が広がった際のリスクについて考えさせる。 ・送信先、送信内容、情報の真偽、発信後の影響について考えさせる。 ・個人で考えた後に、グループや全体で意見交換をすることで、多面的・多角的に考え、インターネットを使う際にどのようなことに気を付けていきたいか考えを深める。 ◎互いの意見を尊重した話合いができるよう机間指導をとおして支援する。	《事例２》 文科省教材 ・一人一台端末
ふ	5　どのようなことに気を付けて生活していき	・ここまでの話し合いの意見などを生かして、目標はで	・ワークシート

意見の伝え方に選択肢があると良いですね。

（例）
・ペアで話す→グループで話す
・メモで伝え合う

「否定をせずに話し合う」など、ルールがあると安心できます。

発表手順に選択肢を設けましょう。

（例）
・端末の読み上げ機能を使う
・ホワイトボードやカードに記入して伝える
・端末に入力して伝える
・グループの友達に発表してもらう



（3）指導事例及び学習プログラムの見方

【第３章・第４章】

① 指導事例のタイトル及び学年・教科・領域・科目等を示しています。

② 様々な人権問題のうち、どの人権課題を扱っているのかを示しています。

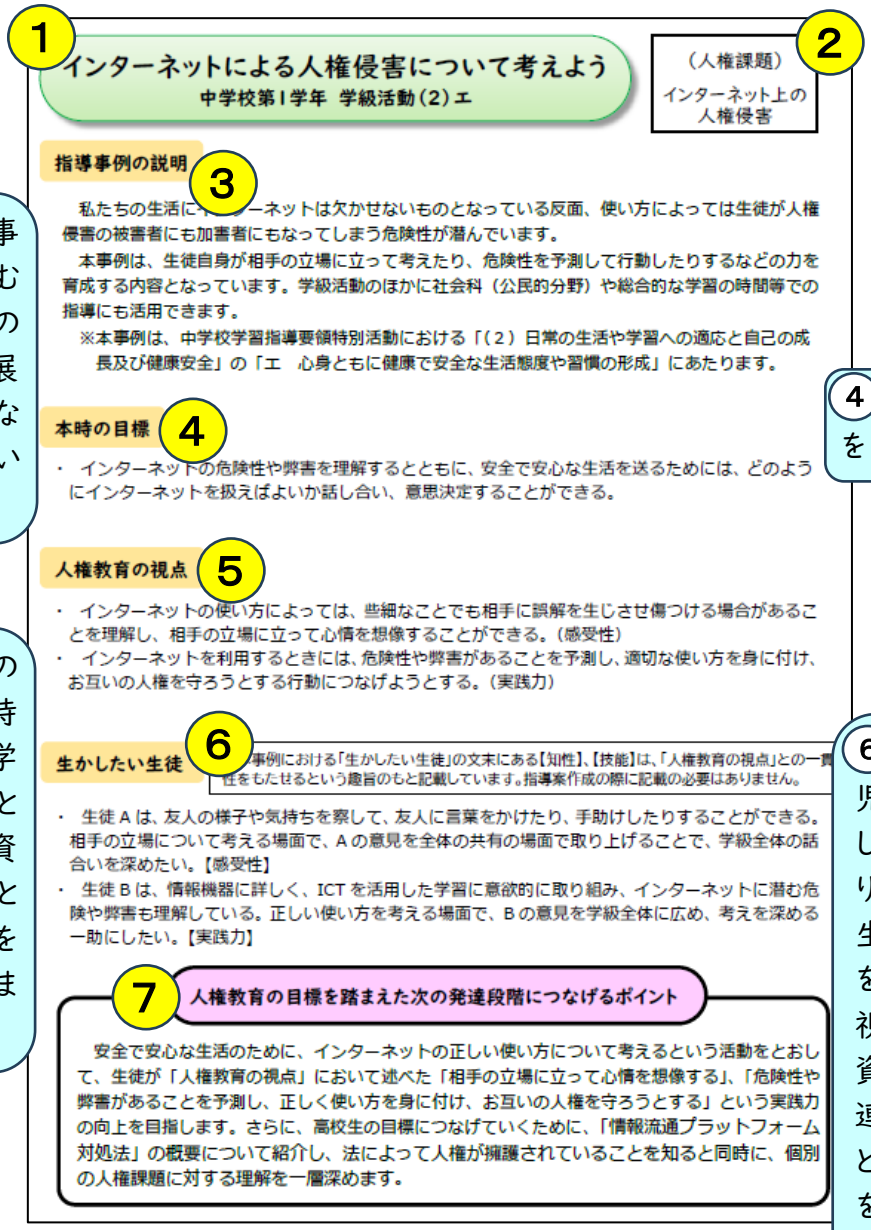

① インターネットによる人権侵害について考えよう
中学校第１学年　学級活動（２）エ

② （人権課題）
インターネット上の人権侵害

指導事例の説明 ③

私たちの生活にインターネットは欠かせないものとなっている反面、使い方によっては生徒が人権侵害の被害者にも加害者にもなってしまう危険性が潜んでいます。

本事例は、生徒自身が相手の立場に立って考えたり、危険性を予測して行動したりするなどの力を育成する内容となっています。学級活動のほかに社会科（公民的分野）や総合的な学習の時間等での指導にも活用できます。

※本事例は、中学校学習指導要領特別活動における「（２）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「エ　心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」にあたります。

本時の目標 ④

・ インターネットの危険性や弊害を理解するとともに、安全で安心な生活を送るためには、どのようにインターネットを扱えばよいか話し合い、意思決定することができる。

人権教育の視点 ⑤

・ インターネットの使い方によっては、些細なことでも相手に誤解を生じさせ傷つける場合があることを理解し、相手の立場に立って心情を想像することができる。（感受性）
・ インターネットを利用するときには、危険性や弊害があることを予測し、適切な使い方を身に付け、お互いの人権を守ろうとする行動につなげようとする。（実践力）

生かしたい生徒 ⑥

事例における「生かしたい生徒」の文末にある【知性】、【技能】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるという趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

・ 生徒Ａは、友人の様子や気持ちを察して、友人に言葉をかけたり、手助けしたりすることができる。相手の立場について考える場面で、Ａの意見を全体の共有の場面で取り上げることで、学級全体の話合いを深めたい。【感受性】
・ 生徒Ｂは、情報機器に詳しく、ICT を活用した学習に意欲的に取り組み、インターネットに潜む危険や弊害も理解している。正しい使い方を考える場面で、Ｂの意見を学級全体に広め、考えを深める一助にしたい。【実践力】

⑦ **人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント**

安全で安心な生活のために、インターネットの正しい使い方について考えるという活動をとおして、生徒が「人権教育の視点」において述べた「相手の立場に立って心情を想像する」、「危険性や弊害があることを予測し、正しく使い方を身に付け、お互いの人権を守ろうとする」という実践力の向上を目指します。さらに、高校生の目標につなげていくために、「情報流通プラットフォーム対処法」の概要について紹介し、法によって人権が擁護されていることを知ると同時に、個別の人権課題に対する理解を一層深めます。

③ この指導事例に取り組む背景や事例のあらまし、発展的な活用法などが記されています。

④ 本時の目標を示しています。

⑤ 人権教育の視点は、本時のねらいや学習方法等と「育てたい資質・能力」等とのかかわりを記述しています。

⑥ 生かしたい児童生徒を示しています。取り上げる児童生徒の「よさ」を、人権教育の視点で示した資質・能力と関連付けながら、どう生かすのかを記述しています。

⑦ 人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイントを示しています。このポイントを意識することで、本事例の中において次の発達段階を意識した指導を行うことができます。

⑧ ⑨　教室には様々な児童生徒が生活しています。その中には、授業において様々な配慮を必要とする児童生徒もいます。ここでは、配慮が必要な児童生徒の特性を設定し、本指導事例においてどのような支援をするとよいかという「特別支援教育の視点を踏まえた支援」を例として示しています。

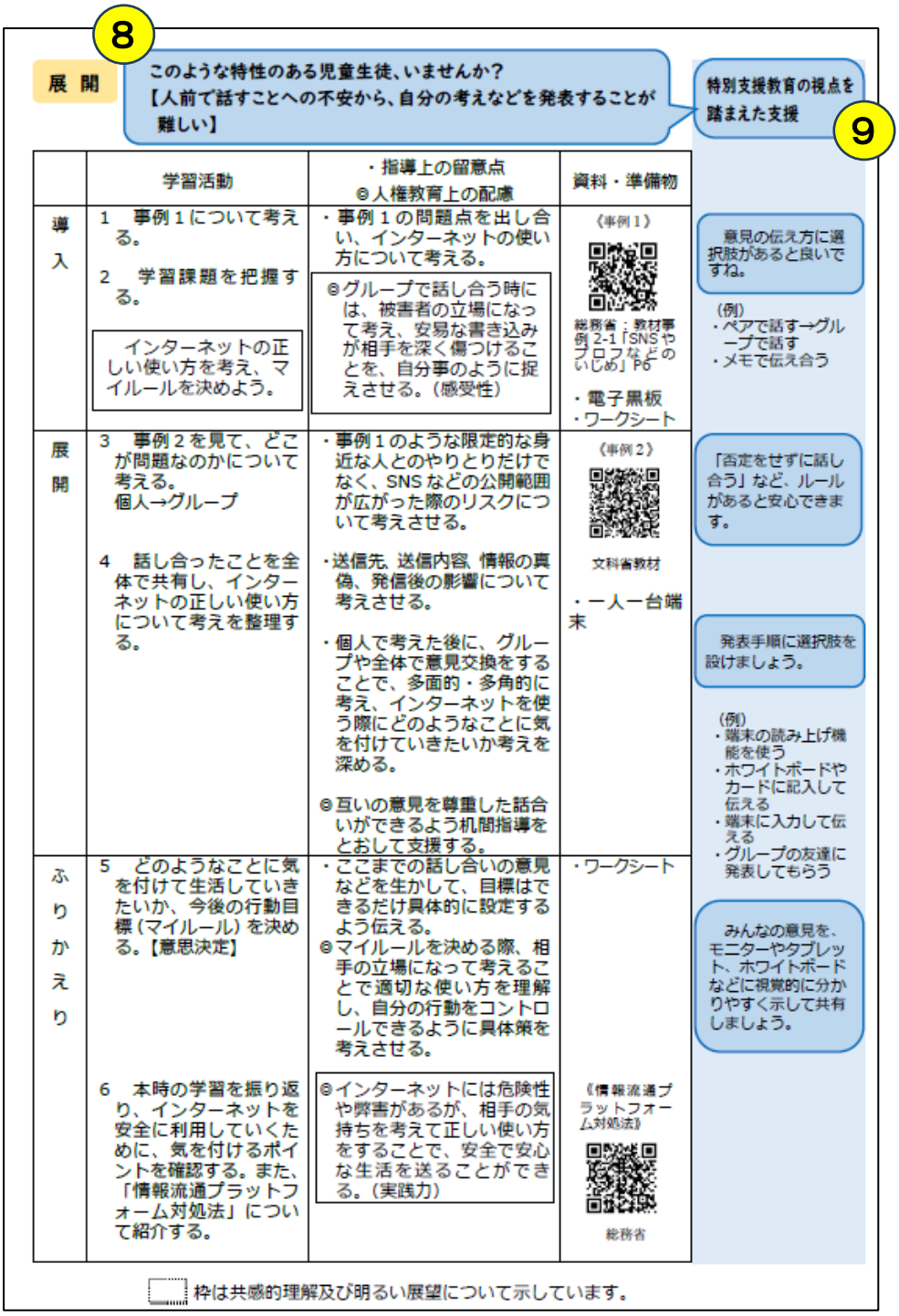

① 学習プログラムのタイトルを示しています。

② 様々な人権問題のうち、どの人権課題を扱っているのかを示しています。

③ この学習プログラムに取り組む背景や事例のあらまし、活用場面などが記されています。

④ 本学習プログラムのねらいを示しています。

⑤ 効果的な資料の使い方や本学習プログラムの進め方など、参加者の人権意識を高めるポイントを示しています。

⑥ 本学習プログラムの流れを導入、展開、まとめ（ふりかえり）の３つに分けて示しています。目安の時間や準備物も示していますので、講座や研修を実施する際の参考にしてください。

意識していますか？ こどもの気持ち

（人権課題）
こども

学習プログラムの説明

無意識に行っている大人の言動が、こどもの人権を侵害する行為となりうることに気付いてもらうプログラムです。こどもの人権にかかわる問題には、体罰や児童虐待などが挙げられます。栃木県保健福祉部こども政策課における令和６年度の児童虐待相談調査結果において、児童相談所の相談対応件数の「心理的虐待」は 977 件（52.8%）と、過去 10 年で最も高い割合となっています。

本プログラムではエピソードをもとに、無意識に行っている大人の言動についてどう感じるかをグループで話し合うとともに、こどもの気持ちを考えた大人の言動を振り返ります。公民館等での人権講座やこどもに関する講座において活用できます。

ねらい

こどもに対する大人のふるまいや声かけが、こどもの心を傷つけ、こどもの人権を侵害する行
となっていなかったかなどを見つめ直します。その上で、大人がこどもの人権を尊重し、心身の
りよい成長・発達のために心がけたいことや自分にできることについて考えます。

参加者の人権意識を高めるポイント

展開（３）のふりかえりシートで振り返った後、展開（４）において資料３を活用することで、こどもが大人と同様に一人の人間としてもつ様々な権利について確認し、人権意識を高める機会となります。

	時間	40 分	準備物	主催者	ファシリテーターの声かけ例（留意点） 参加者用資料（資料１，２，３）
				参加者	筆記用具
導入	１　アイスブレーキング：自己紹介【５分】 （１）　グループ内で順番に「名前」と「どんなこどもだったか」について、エピソードや思い出を交えて話す。				
展開	２ メインアクティビティ：こどもの人権を侵害する行為となりうる場合があることについての話合い【25 分】 （１）　気になる大人の言動やこどもの気持ちに線を引きながら、エピソード（資料１）を読む（３分） （２）　線を引いた部分について、グループで話し合う。（16 分） （３）　ふりかえりシート（資料２）で自分の言動を振り返る。（３分） （４）　資料３を配付し、こどもの人権は守られるべきこととして定められていることを理解し、無意識に行っている大人の言動が心理的虐待になりうる場合があることを確認する。（３分）				
まとめ	３　ふりかえり【10 分】 （１）　こどもの気持ちを第一に考えるために、心がけたいことや自分にできることを考え、意見交流をする。（７分） （２）　全体で共有する。（３分）				

⑦本学習プログラムを実施するファシリテーターの声かけ例や留意点を示しています。示されているとおりに進めることで、ファシリテーターの経験値にかかわらず、本学習プログラムを実施することができるようになっています。講座や研修の時間に合わせて、声かけ例を変更するなどしながら活用してください。

⑦ ファシリテーターの声かけ例(留意点)

導入(アイスブレーキング)　時間：5分

はじめに、グループで簡単な自己紹介を行います。「名前」と「どんなこどもだったか」について、エピソードや思い出を交えてお話しください。家族や周囲の大人などから言われていたことや聞いたことでも結構です。時間は一人1分程度でお願いします。話す順番は誕生日の日付が1日（ついたち）に近い方から時計回りでお話しください。

（予想される意見：「活発で、外で元気に遊んだ」「落ち着きがなく、よく怒られていた」「人見知りがあり、体が大きいのに臆病だと言われた」等）（5分）

（自己紹介を行った後、ねらいの最初の一文を読み、P89 を参考に三つの視点の確認をする）

展開（メインアクティビティ）　時間：25 分

（1）今日は、こどもたちに対しての大人の関わりを考えていきましょう。**（資料1を配付）**エピソードを読んで、気になる大人の言動やこどもの気持ちに線を引いてみてください。（3分）

（2）**（3分後）**線を引いた部分について、理由を含めてグループで話し合いましょう。いろいろな方が参加していますので、例えば御自身が子育てをしていた頃を思い出したり、地域のこどもと関わる場面を想定したりして考えてほしいと思います。2番目に話した方から気になる言動やこどもの気持ちについてお話しください。（10分）

（10分後）いくつかのグループに発表してもらいたいと思います。（数グループ指名する）

（予想される意見：「がんばりを認めて欲しいという気持ちを分かっていない」「身体的特徴を取り上げ差別している」「ついつい言ってしまってこどもの心を傷つけている」「悪気があるわけではない」等）　（3分）

（3）無意識のうちにエピソードのような言動はなかったか、ふりかえりシートで振り返ってみましょう**（資料2を配付）**。普段やっている、ときどきあるなど、それぞれ御自身の中で確認してみましょう。（2分程度）

（2分経ったら）心当たりのあった方は、こどものためやしつけのためにと考えてこのような言動をとっていたのかもしれません。また、「つい」や「何気なく」ということもあるかもしれませんね。（1分）

（4）**（資料3を配付）**先程のエピソードやふりかえりシートでみなさんが感じたように、大人の言動の中には、知らず知らずのうちにこどもたちの心を傷つけてしまっていたものがあったかもしれません。

「子どもの権利条約」では、こどもは大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利があること、また「こども基本法」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが定められています。

子育てにおいて、しつけとしてこどもに罰を与えることは、こどもをよりよくしようとする思いからの行為かもしれません。しかし、それは許されるものではありません。（※こども家庭庁「体罰等によらない子育てを広げよう」パンフレットより）

詳しくは、資料をお読みください。

まとめ・ふりかえり　時間：10 分

（1）こどもの気持ちを第一に考え、心がけたいことや御自身の立場でできそうなことについて、グループで意見交流をしましょう。次（3番目）の方からお話しください。交流したことを最後に全体で共有しますので、発表者を1名決めておいてください。（7分）

（2）各グループで交流したことを共有します。**（残り時間によっては一部の班の発表）**ありがとうございました。今日の皆さんの考えや気付きを大切にし、これからの生活で生かせるといいですね。（3分）